

消費税率の改定に伴う利用料金の変更について

日頃より茅ヶ崎市美術館をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

このたび、消費税率の改定に伴い、令和元年 10 月 1 日以降に申請いただく当施設の利用料金が次のとおり変更となります。また、令和 2 年 4 月 1 日からは茅ヶ崎市美術館条例及び施行規則の一部改正に伴い、当施設の使用時間等も変更となります*。下記表中の赤字が変更点（新料金及び新使用時間）です。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点は当館までお問い合わせください。

1 アトリエ等利用料金

申請日	施設名	使用時間				
		午前 10:00~12:30	午後		全日	
			4~10月 13:00~18:00	11~3月 13:00~17:00	4~10月 10:00~18:00	11~3月 10:00~17:00
10月1日以降の申請	アトリエ	1,570円	3,140円	2,510円	4,710円	4,080円
	展示室 2	/			9,420円	8,380円
	展示室 3	1,570円	3,140円	2,510円	4,710円	4,080円

*令和 2 年 4 月 1 日以降（使用時間が変更となります）

申請日	施設名	使用時間		
		午前 10:00~12:30	午後 13:00~17:00	全日 10:00~17:00
		10月1日以降の申請	アトリエ	1,570円
展示室 2	/		8,380円	
展示室 3	1,570円		2,510円	4,080円

2 特別利用料金

申請日	区分	単位	料金
10月1日以降の申請	撮影	1点1回	2,090円
	模写		1,040円
	模造		1,040円
	熟覧		520円

【お問い合わせ先】
茅ヶ崎市美術館
TEL 0467-88-1177
FAX 0467-88-1201